

卷之三

○説明員(手塚麻夫君) これに「きおり」では、美はムヅリのほうは一四日

た問題が走きて——実は私どものほうは十四日目に試験がございまして、十六日の日の朝の記事で実は調査ということに取りかかったわけでござりますが、実際には実地試験が十八日まで行なわれていたわけでござります。したがつて、実地試験の中の最中に動搖を起こすのも問題でもあり、十九日以降そういうことに取りかかりましたので、まだ時間的に着手したばかりという感じがいたします。したがつて、これは、必要な資料が相当程度集まつて分析が終了するという時期ですが、私も急いでおりますが、いつごろまでというのは、ちょっと現時点では申し上げかねる感じがいたしま

○矢追秀彦君 これがどれくらい漏れたかということは、これはわかりませんけれども、かりに、たとえばよく新聞などには一割とか二割とか二割ぐらい出たなんて言われているわけですからとも、もし、それがなった場合は、そのあとの処置はどうなりますか。今回の国家試験は全部無効であつたということになりますか。

○説明員(手塚廉夫君) これは調査の結果を待たなければ、いろいろそのケースもありましょうし、一がいに申し上げかねる問題でございますけれども、医師法の十五条でございますと、医師の国家試験に不正行為があつた場合には、その不正行為に関与した者についてその試験を無効にするという規定がございます。私ども、法律的に申せば、やはり、全体無効ということではなくて、その不正行為に関与したかどうかを見きわめて、その者についてその試験の無効かどうかという判定をしていくことになると思います。

○矢追秀彦君　今まで、国家試験はわりあい合格率は高かつたわけですが、昨年は少し九〇〇%台を割つたと言われておりますが、これはどういうところに原因があるわけですか。どう見ておられますか。

○説明員(手塚康夫君) 確かに御指摘のとおり、

春試験の九〇%台を割ったことは確かでございました。私ども、医師の試験については、実は、昨年の春の試験からコンピューターを使っての分析等を行なつてあるわけでござりますが、実は、いま、試験問題の公表制度をとっております。アメリカのよう非公表にして同じ問題を隨時出すというところであれば、そのときの受験生の質が同質であるかどうかというチェックはできるんですが、現在、残念ながら私どもの医師国家試験ではそれができません。したがつて、はたして、その受験生の質が落ちたのか、あるいは私どもの試験がむずかし過ぎたのか、この判断は、実は、相当の分析をしないと、あるいは分析をしてもなかなか結論は出しにくい問題だと思います。

○矢追秀彦君 私自身歯科

家試験を受けてきたわけですが、れども、大体、い

までの問題をきちんとやめておれば通るといふ

ことは、特に私のおりまじか大阪大学の歯学部については、私が出る二らあと相当の年数、ほと

んどの100%近い会員率であつたわけです。だから

ら、大学をきちんと卒業すればもう国家試験なん

か要らぬじやないかといふことで廃止運動まで起

「そりかという気運もわれわれは持つたわけです

けれども、「うじう」と言つと必ず「」にな

るかもわかりませんけれども、どうも、それを阻

止されたのは私立の医科大学の先生方であるといふ二三の間にてある。三条、十一、一二

うことも聞いておるわけです 実際 そういう方

国家試験が必要か必要でないかといふことは問題なんですが、この議論またあります

と時間がかかりますから別にいたしますけれど

も、現在の国家試験、医師、歯科医師含めまして、

こういうあり方を厚生省としてはどう考えておら

れるのか。要するに、最低の常識を持つておれば

通すといふ、要するに、大学で六年間教育を受け

ているわけですね。その人たちを医師国家試験で
あるうのはどういう人をあらうのか、その点は、

上記のことはどういふ所をあるのか
かがですか。

○説明員(手塚康夫君) 私ども考えておりますの

卷之三

は、國家試験として特別のものを見るということではなくてはございません。六年間勉強してきた結果として医師として必要な知識及び技能を有しているかどうか、それをチェックするということでやつているわけです。先生おっしゃるとおりに、確かに、一部には学校の卒業試験だけでもいいではないかという声があることも私知つております。また国によつては、逆に、卒業試験がなくて国家試験でそれを代用しているという国もあることも知つております。現在の私どもの医師国家試験、これは完全な制度だとは私ども思つていなかつてす。それで、昨年から、実は研究費も投じてそぞいつた改善のための研究も推し進めているというのが現状でございます。

○矢道秀彦君 厚生大臣がおられるといひんですけれども、おられませんので、今後の方向等については聞けないのが残念ですけれども、文部大臣にちよつとお伺いしますが、まず、この国家試験をやるために、大学で、これは「秘密補習」という新聞記事になつておりますけれども、そういう補習をやるのは気持ちとしてわからないでもないんです。実際、私自身だつて、そういう講習は別にちよつと一、二回はありました。だけれども、そのときやつたのが出たのかどうか、私、ちよつと古い話ですから記憶はないんですが、大体いまさつき言つたように、今までの傾向を全部見ればわかるわけです。そういう点で先ほどもちよつと申し上げたように、言うなれば、文部省で教育をした者を厚生省がチェックをするわけですから、それで落ちるというのは、よっぽどできの悪いのしか落ちないんじやないかというふうなことできたんですけれども、もし、今回のようなこういうふうな相当一割も問題がわかつておるとなりますと、非常に問題であるということと、もう一つ、普段勉強しなくても補習を一生懸命やつて大体そのヤマ当ててもらつて、そして、それで医師ができる上がるがいくといひ、こういう体制ですね。こういった点で国家試験というものを、先ほども申し上げたように、私たちは廃止運動ま

で起こすぐらいたまで考えたんですけれども、それはいろいろ問題がありまして、これはただ単なる国家試験だけの問題と私は考えたくないわけですけれども、ます、大臣にお伺いしたいのは、この国家試験というものが、たとえば、司法官試験とか外交官試験というのは非常に高度です。非常にむずかしいし、公認会計士もむずかしいわけです。これは医師、歯科医師の国家試験はほとんど全部通る。そういうことで要らぬのじやないか?という考え方、それぐらいのふるいは大学ができるんじゃないか?という考え方を私たちは持つておったんですけれども、ところが、私立の大学の先生方が反対であるというふうなことも私も大学におけるころに聞きましたんです。こういった点で、医師、歯科医師国家試験というものの、そうでなくともいま現在日本の医療制度がいろいろな問題で問われている時代ですから、私は、ここら辺でちょっと考え直さなくちゃいけないんじやないかと思うんです。したがって、国家試験の先生方、全部大学の先生が入つておられるわけですから、大臣としては、どういうふうにお考えになりますか、この事件を通じて。まず、所信をお伺いしたいんですけども。

る非常に重要な職業でござりますだけに、従来から免許制度がとられているわけでござります。学校を卒業すれば、免許を与える職種もあるわけでござりますけれども、人の生命を預かる職種でござりますだけに、やはり国としても免許を与えるについては責任を負っていくと、いう体制が必要じやないかと。そうしますと、やはり国家試験というものは統けていかなきやならないものだらうと、こう判断しているわけでござります。

○矢透秀彦君　國家試験存続が必要だというお考えですが、かりに存続をするといったしますと、私もある程度は必要なような気がするんですけども、その前に、私は、大学における教育というものの、あるいはその大学を卒業してから、開業する前にも試験するのもいいですけれども、ある程度時期

がたつた段階で、ちょっとといまこれは非常にむずかしい問題ですけれども、この人は医師として適性なのかどうか、勉強をきちんとしておるのかどうか、日進月歩する中ですから、そういう点で何らかの、大学を出たあの、まあチエックといいますか、何といいますか、そういう点もこれからばつばつ考えなくちやいかぬのじやないか。というのは、いま言つた、もし国家試験というものが、こういう権威のないものになつてしまふと、しかもそれは極論いたしますと、いま申し上げたように、非常に、勉強しない人間、ほんとうに勉強してない人間だけを落とすためのものみたいになつてゐるわけです、実際は。だから私立の大学は裏口入学で入つてきて、全部そのお金でずっと卒業させるものですから、学校でチエックできないと。だから国家試験で落としてくれと、大体こういうのが現実なんですよ。だから国家試験といふのは、そういう要するに、現在の私立大学のゆがんだものをただそれをふるうだけと、研究室おりましたところ、教授が試験やつておりましたところ、年に二回ございますね。春のほうは出たのがすぐ受けているからまだいいんですけれども、秋のは春落ちたのがまた受けられるわけです。それの答案なんぞ見ちゃおれぬと、ほんとうに現在基礎は、歯科医師の場合は基礎はありませんけれども、基礎はそのころありましたけれども、ほんとうに常識としてもなつちやないと、これはもう落とさざるを得ぬと、まあほかのほうでかせげば何とか平均六十点くらい取れば入れるわけですから、そうなるといわゆる劣等生だけ落とすだけであつて、この国家試験というものが、私は、もうちょっと権威を高めることと、それ以前に大学の中においてやつぱりもう少しきんとしたことをしなければいかぬのじやないか、こう考えるわけなんですねけれども、特にその私立の医科大学、私立の歯科大学に私は非常に問題があると思うのですが。だからその点で何かもう一步国家試験の内容、やり方、それからこの大学における、まあ私たち卒業試験というのはなかつたのですけれど

りませんけれども。特に、五十一年度試験を受けた人たちについては、非常にこれは大きな問題だと思います。実施は、私はいいか悪いかまだこれもつと検討しないといけないと思つんですけどども、私自身もきょう見たばかりですからよく自分自身の結論はまだ出しておりませんけれども、まず実施ということを考えますと、そういう点をどう考えられておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

てはいろんな問題がございまして、国立大学については一二期校の区別を廃止したらどうか、あるいは入学試験問題に難問、奇問の出されるような弊害を排除する道を講じたらどうかうなと、いろいろなことがあつたわけでございます。これらの方々の解決を促進するためには、文部省の考え方を各機関に具体的にぶつけたほうが早いんじやないだろか、こんな気持ちは持ちまして、昨年、五十年度から一期校、二期校の別を廃止したい、五十一年度から共通統一テストを実施したい、こういうことで御検討をいただけませんでしょかうかということを高等学校長協会や国立大学協会に申し上げたわけであります。五十一年度から共通の統一テストを実施したいということは、高等学校の学習指導要領が四十八年度から改訂になつたわけでございまして、四十九年度には二年、五十年度には三年、これで完成するわけでござりますのと、その完成を待つて、五十一年度から学習指導要領に基づく学習さえ十分にやつておれば、別に何ら入学試験について不安を持つ必要がないんだで、その完成を待つて、五十一年度から共通テスト、こう考えたわけございまして、それに対しまして高等学校長協会としましては、いずれ共通統一テストが実施されるんだから、一期校、二期校の別もなくななるし、共通テストということで御検討いたまこと、こうじやないかということで、今日国立大学協会

いろいろと御心配をいただいておるわけあります。同時に、一期校、二期校の別をなくすと受験の機会を失わせるわけだから、場合によっては各大学とも一〇%ぐらいのリザーブをとっておいて、このリザーブをもう一べん受験の機会を持ちたいといふ人たちに適用するということではどうだろうかというようなことも御検討いただいているようですが、どう実施するか、たいへんむずかしい問題もあるようでござりますけれども、そういうことで御検討いただいている問題の一つが先ごろ発表されたということでおざいます。いずれにしましても、共通統一テストをやりますと、コンピューターを用いて採点をしなければならない、コンピューターにかかるような問題を出して適正な試験が実施できるかどうか、こういうふうなことも御検討いただきなければならなかつたわけでございます。そういうことを踏まえて、何とかやれるだらうというようなことで中間発表が出てきたと、こう承知しているわけでござります。

○矢邊秀彦君 かつて進学適性検査あるいは能研テストというのが行なわれてきたわけなんですかれども、これに対する評価は、どういうふうに文部省としては見てこられたわけですか。第三のそういうふたつが共通テスト、能研テストであり、進学適性検査のような感じを受けるんですけど、今回の共通テストというのは。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、戦後間もなく進学適性検査という制度を採用いたしましたが、数年間実施をいたしました。また、大学入試の第一次的な処理として、いわゆる能力検定という制度が取り入れられないだらうかということから、その準備、あるいは試みの試験その他をこれまた数年間試みてみたのでござります。今回、国立大学協会で考えておりますのは、とりあえず国立大学自体の入試を改善したいということからスタートをしておりまして、従来の大学入試とは別に、全国的な何か資格試験をして人試にくつづけ立大学協会で考えておりますのは、とりあえず国

欲として今回の問題が出てきておる。これは考え方として非常に大きな違いだと思います。しかし、この報告書の中にも触れられてありますけれども、能研テストの具体的な実施の結果どういうことがあったかというようつる問題点は、国大協の検討委員会で能研テストの関係者からも詳細聴取いたしておるところでございまして、今まで行なわれましたいろいろな試験の成果といふものは、これから実施のための基礎材料として勘案できるもの、このように思つておるところでございます。

○矢追秀彦君　いま、大学の入学試験の側からこれは変えていくんで、本質的には違つと言われましたけれども、趣旨はさうかもしれませんけれども、これやはりだんだん私は年がたてばこういうふうなものに結局なつてしまつ。結局その次の問題、要するに、やっぱり有名校、あるいはその大学の中の一番みんなの希望の多い学部、そこへどうしても集中していくわけですから、このテストによってそういう点が排除されるならば、問題は私はかなり解決すると思うんですよ。たとえば東京大学に集中をする。やっぱりこのテストアラス東大でやるいろんな試験が出てくるわけですから、だから、このテストももちろんとらなくちやいけないけれども、東大へ入るためにこのテストアラス東大でやるいふんなら試験が出てくるわけですでこれぐらいは最低要ると、それではまたその大学の入学試験でまた要ると、こういう結果に私はなつてしまふんじやないかと、こう思うんです。

その点が、このテストと実際その大学でやられる試験との関係はこれは相当慎重にやらないといけないと思いますけどね、その点はいかがですか。

私自身適性検査しか知りませんけど、あれはあんまり重要視されおりませんでしたよね、あのときは。だから、私はあれはあんまり得意じゃなくないと思いますけどね、その点はいかがですか。

その点が、このテストと実際その大学でやられる場合は自分の席次と点数が全部公開されますから、あとでわかつたわけです、私は何点で入つて何番で通つたと、理科系ではですね。その場合、自分より成績の——同じ学校で受けたので、私は進学適性検査の点数がかなりよくて私より成績

が上で入ったのが何人いたかと調べましたが、あまりおりませんでした。だから、進学適性検査というのはあれはほんとうに基礎的なものであって、実際の入試の問題とは関係なくなる。今度のこれも私はそういう可能性が——最初は初めてですし、二、三年の間はそれはある程度の効果が出るかもわかりませんけれど、根本的に有名校に集中するということを何とか分散する方法がそこで何かとられなければ、また同じよつなことになると、こういう意味でお伺いをしておるんですけど、その点についてはどう考えますか。

○政府委員(木田宏君) この報告書にも書いてござりますように、国立大学で共通の一次試験を実施いたします場合に、二次試験のあることを予定をしてございます。それが試験が過重になるのではないかという御批判の出るところかと思いますが、しかし、一次試験と二次試験と同じことを一度繰り返すということにはなってございません。しかも、一次試験では現在やつておりますように五教科全体についての試験を一般的な水準で行なう、考えてみるとということでございますが、二次試験はそれぞれの希望いたします専門学部別に一二三科目というような考え方をしておるわけでございまして、五教科全部についてまた二次試験をやり直すというような考え方には立っていないわけでございます。私は、いろいろな専門領域を希望して進んでいきます学生が、同じような五教科の試験だけで処理できるというふうには考えませんので、一般的に共通の一次試験を五教科の全領域にわたって実施し、そして二次試験をそれをこれから必要とする専門について、体育であるならば語学なり文学を中心にとってどのような試験が行なわれなければならない、それも試験のためだけに勉強しなければならぬ、それも試験のためだけに勉強しな

ければならぬというような過重な負担といふもの非常に軽減できるものといふうに考えており

ければならぬというよりは過重な負担といふもの非常に軽減できるものというふうに考えております。なるとまた同じことを始めて、それこそまたその学校の中で細分化をして、おまえは医学部へ行くんだから、一次試験ではこれぐらいとらなきやだ

いたしまして五校以上の門をあちらこちらたてておるわけでございますが、これはたいへんなことだと思うのでござります。イギリスのよう、学校がみんな違つておりますが、入学の志願手続は全部一ヵ所で処理をしてしまうというよくな体制もできております。で、私は、やはり試験問題の作成、その処理、あるいは受験生の立場等を考えてみましても、共通の一次試験というものが国立大学の内部においてだけでもうまくいきますならば、これは受験生にとりましても、学校の側にとりまして、かなり改善になり得るものだと、いうふうに考えております。で、その意味では、どの程度に具体的な実施ができるであろうかといふ、今後の国大協の御論議を非常に期待をいたしておりますところでござります。

まくいくようなんですが、私はどんな方法——まあもちろんその方法も必要だと思うのですよ。だけど、もつと根本的に考え方を改めない限りは、いまの、たとえば社会の受け入れ態勢、あるいはその人の能力に応じた職業の選び方をもつとある程度早い時期にやつていくとか、そつしない限り、やっぱり現在集中しておるような、たとえば医学部、歯学部の系統、あるいは、まあこれは産業構造とかあるいは社会構造によつて変動はありますけれども、やっぱりその時代に何か合つたといいますか、しかもいまの学歴偏重主義というものがいまなお、だめだめだと言われながら、現実においてはそれがやっぱり有効である間は、これはもう全然解決しないんであります。ただ、入試の方法を変えるだけではすべてが解決しませんので、やはりこれに相まつた社会全体の受け入れ態勢から、あるいは高校における教育のあり方、とにかくまあおそらく私立の高校、中学、徹底的な受験勉強鍛え抜いてますけども、おそらくこれに

なるとまた同じことを始めて、それこそまたその学校の中で細分化をして、おまえは医学部へ行くんだから、一次試験ではこれぐらいとらなきやだめだ、二次試験では医学部についてはこれとこれがあるから、これについては徹底的な教育と、もうおそらく、クラス分けなんか全部やつちやつて、学部別に、それで徹底教育ということになることは、もう私はそれに応じた対応策がかかる。これがわかるから、これについてはこれとこれになり、いわゆる公立の高校ではできなくても、私立のほうはすぐやつちやうと思うんです。だつたらそつちのほうがたくさん有名校に入る、そろそろとちつともいま局長言われたよつて解決には私はならないと。根本問題をどう解決するか、その辺私、大臣のお考えを伺いたいんですけどね。私は決して反対ばかりしてゐわけじゃないんですよ、共通テストをですね、やはりそれをうまく運営して、いま言つたよつてなこつていう受験地獄が解消できるよつて、そういうやはり環境づくりをしなきや何にもならないつてことです、これだけ突つ走つても。その点についてはいかがですか。

れにいたしましても、共通統一テストをやりますと、同じような試験をもう一回各大学がやりますと、これはもうこわれてしまします。先ほど事務当局から申し上げましたように、芸術大学なら音楽なりあるいは絵画なりをちょっととかいてもらう、あるいはそういうのを聞かしてもらうといふようなことで済むんじやないだろうかと、少なくとも試験された教科についてもう一回同じような試験をするということはこれは私はないことだろうと、こう思つてゐるわけでござります。それぞれ大学には特色があるわけでございますので、特色に相応する適性、能力を持つてゐるかどうかという点だけ見てもらえればいいんじやないだろうかと、こう考へてゐるわけでござります。その点については十分留意していかなきゃならない、かよろしく考えておられます。

○矢追秀彦君 次に入学試験の公開ですね、解答の公開が議論をされておりますが、これについては、この五十一年度の共通テストになつた場合は解答を公開すると、こういうふうなことに解してよろしいですか。

○政府委員(木田宏君) 現在の段階では試験結果の発表といふことはこの報告書では予定はいたしておりません。ただ、こうした問題が行なわれていくようになりますれば、これは答案がこの機械で読み取れるような形のものになるわけでござりまするから、正解を公表するということも当然あり得ることだろうというふうに考えます。今日、入試の結果をどのように扱うかは、これは個々の大學生の判断でございまして、今までのよくな試験問題からしますとどれか一つだけが正解であるというような考え方はずべてについてあるわけじゃございませんので、この辺の扱いも出題者にゆだねていくほかはなかろうかと思ひますけれども、これが進んでまいりましたならば、この一次試験の扱いに関する限りは、そうした試みもやりやすくなるであろうということは当然予想できるかと考へます。

○矢追秀彦君 また、機会をあらためてこの入学

試験問題についてはもつとさらにやつていただきたいと思います。

試験問題

す。

試験問題についてはもつとさらにやつていただきたいと思います。

ふやしまして、年二十四回開催をすることいたしました。設の増築、これは競馬場の施設を増築いたしました。団体の馬術会場に充てたいということのようですが、その他の団体経費の一部にも充てたでござりますが、その他の団体経費の一部にも充てたでござります。そういう計画をお立てになつたようでございました。一般的に、この地方競馬益金の一部は從来からも体育・スポーツの事業にも活用されてきたわけでございます。そういう実情でございまして、これは県といたしまして、そういう御計画をお立てになり、從来からもそういう体育・スポーツの事業に一部益金が充てられておるということです。ざいますので、これがあまりこの競馬の資金にたどり過ぎるということであると問題だと思うわけでございますが、年十九回のところ一回ふやしてそういうふうに充てたいということでございました。

○矢追秀彦君 今まで団体でこの競馬のほうからお金ももらったのは、最近では、どういふところがござりますか。

○政府委員(濱谷敬三君) 正確にはちょっと調べてみないとわかりませんが、私どもがいま承知しております限りでは、団体の経費に最近におきまして地方競馬の益金を充てた例は聞いておりません。

○矢追秀彦君 地方の競馬会からこなくとも中央競馬会からきた例はございますか。

○政府委員(濱谷敬三君) 中央競馬のほうは、現在制度的に体育・スポーツの関係には益金を使えるようになっておりませんので、中央競馬のほうは現在は制度的にそういうことになつておりますので、使えないわけでございますが、地方競馬のほうは、従来から体育・スポーツの事業に益金が充てられておりますので、特に、先ほど申し上げましたが、団体のためということは聞いておりませんが、広く体育・スポーツに充てておりましたので、その一部が実際団体の経費にも使われた

おつた県はあるんではないかというふうに思われます。

○矢追秀彦君 その中央競馬会が、そうしたスポーツに金を出すことがいけないということをきめられたのはいつからなんですか。ずっと前から

○政府委員(藤谷敬三君) 御承知のように、公営競技は現在、船舶あるいは自転車あるいは小型自動車等は、教育、学術文化の関係にもその益金を使わしていただいておるわけでござりますが、中央競馬はかかるその益金が貯蓄されておりま

て、その大半が国庫に入るようでござります。それからあと馬の関係のいろいろな改良事業とか、それから直接馬質改良等に關係がないものでは、社会福祉に一部認められておるようでございますが、中央競馬につきまして、体育・スポーツにも使わせられないかということが体育会からかねがねそういう要望があつたところでござりますが、現在はずっとそういう制度になつております。

回岩手県の国体の実行委員会費の歳入のところに中央競馬会補助金というのが入っておりますけれども、これはどういうことになりますか。

ことでござりますので、国体の経費そのものにに対する補助ではないと思ひますが、調べてみないと正確にわかりませんが、推察いたしますに、馬術

常に盛んなところでござりますので、そういう馬質改良の関係の事業に対してという趣旨の補助ではなかつたかと思ひます。

○矢追秀彦君 まあ、金額もわざか百万円といふ少ないものなんですね。いま、一応そついうものだからいいとか、馬の改良だからいいとかおつべやつておられますけれど、やはり一応いかなうと

きめられたことは、やっぱりこれはまずいと思つ
んです。

ね、この辺、私全然よく納得できないんですけども。これは大臣にお伺いいたしますが、たとえ

国体競馬をやつても、純益というのにはわずか一億
か二億なんですよ。全体の一%にも満たないよ
うな状態なんですね。だからそういうふうなことで、
国体競馬、たとえ地方だからいいというんじや
なくて、しかもこれは大阪で廃止になつた分の回
数を各県に割り当てられた中の一つのワクなんで
すね、佐賀の競馬というのは。そういうようなこ
とで、やはりどこかの府県で、このギャンブルは
はなないからやめようじやないかということであ

いるわけでござります。国が行ないます中央競馬の場合には、益金は全部国庫の歳入になるわけでござりますので、巨大な財政のこととござりますから、国庫に全部入ってしまうからといって非難すべきことでもない。したがつて、この益金の配分ということは行なわれていない、むしろ、国庫歳入全体が、国土全域にわたつていろんな方面で使はれていくわけでござりますので、その中の一部の財源になるにすぎないわけだから、特定にひもをつける必要はないということになつてゐるわけでござります。

佐賀県の場合には、従来から競馬の益金を県の財政に使つてゐるわけでありますけれども、国体を行なうにあたつて、さらに大きな金が必要になると、そこで特に施行回数をふやして、さらに財源を従来以上に得ていいきたい、そうして国体の財源の一部に充てようと、こうしているわけでござりますので、特段に違つた方向がとられているということでもないんじやないだろうか、こんな感じがするわけでござります。佐賀県民の選択にゆだねしてしかるべき問題いやないだろうか、こう思つておるところでございます。

○矢追秀彦君 私は、もうちょっとすっぱりとそいつた点ははつきりしていただくような指導を

県にしていただきたいと思うんですか、この問題はこれで終わります、時間がありませんので。次に、これは先日十一日に日教組の本部をはじめとして、全国で搜査を行なわれましたが、こ

に警察厅お見えになつておりますから、現在までの捜査の状況を発表できましたらお願ひをしたい。

それから、どういう根拠でこれをやりにならなかったのか、その二点です。

今までに東京、北海道、岩手、山形、埼玉、山梨、愛知、三重、広島、福岡、長崎、大分の十二の都道府県でそれぞれ捜索、差押許可状の発行を得て、関係の組合事務所など合計八百九十四カ所を捜索した。

いたしまして、約四万点に及ぶ証拠品を差し押さえ、現在各都道府県警察本部でそれらを検討しております。この現状でござります。

○矢追秀彦君 これは一齊に十二都道府県で行なわれたんですが、しかも、ちょうどゼネストの最中という、まあ非常に時期的に一つは問題があることと、一齊に十二都道府県で行なわれたということと、一齊に十二都道府県で行なわれたといふことですね。この点で中央から指示があつたのではなくかといふことが、衆議院でもいろいろ問題になつたわけですけども、これは、政府のほうはそんなことはないといふうにしておられますけれども、とも実際同時に一齊にこらやるといふことは、やつぱり何らかの話し合いなり、申し合わせなり、指示があつたと考えたくなるんですけども、その点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 御承知のとおり、この

地公法違反については、各府県警察で捜査を進めただけでございます。当日一日ストという形で、

こういう違法な争議行為が行なわれたといふ状況においては、各府県それぞれ同じ状況であつた

わけでござりますが、それらについてその規模の態様、それから影響、そういうものをきさいに

検討いたしまして、これらの十二の都道府県警察で

捜査に着手すべきであるという判断をいたして、

捜査に踏み切つたということになるわけでござい

ますが、この時期については、やはり当日行なわれたということになれば、捜査の原則としては、

やはり証拠の隠滅をはかない時期にすみやかに

やるというのが原則だと思ひます。そういう原則に立つて、当日捜索を実施したという実情でございまして、特にわれわれのはうから、具体的にそ

れぞれのこの十二の県を指示して、そこに一齊に

やれどといふような形でやらしたものではございません。

○矢追秀彦君 中央でかりに指示していないと

おつしやつても、時間的にもいまの証拠隠滅とい

う問題で、やっぱりそうなると、これはいよいよ

横の連絡をとつたか、中央から指示をしたか、どつ

ちかになるんじやないかと思うんですけども。し

かも、ほかの都道府県についてはやらなかつたと

いうことですね。やれば指示がわかるから十二だけしておいた、あくまでも私は自主的なもんであれば、一日どつかが先やつて、あくる日やるとか、その点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 十二の県については、

これら容疑がいわば非常に濃いということで、

捜査が固まつたということで踏み切つたという実

情でございまして、われわれのほうで指示してい

るということではなくて、独自な判断でやつたこ

とでございます。ただ、日教組のストというものは、全国的にいわば一齊に行なわれたわけでござ

いまして、たとえば、ばらばらにある県で捜査を行なえば、ほかの県のほうにおける関連において

そういう対策も立てられるおそれもあり、やはりわれわれのほうとしましては、一定の連絡調整と

いうことはいたしておりますのでございます。

○矢追秀彦君 あまりつきりしないのですけれ

ども、次に、現在捜査をしただけでいま調べてお

るおつしやいますけれども、そのいろんな証拠

によつては今後逮捕者もあり得るわけですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 捜査の進展に伴つて逮

捕する場合もあるかもしれませんし、逮捕に至ら

ないかもしませぬ。これは現在の段階では、われわれとしては言明できない状況にあるわけでござい

ます。

○政府委員(山本鎮彦君) 捜査をしただけではございません。

○矢追秀彦君 私は、警察が——日本の警察とい

うのは非常に優秀とされております、世界の中で、

やるというのが原則だと思ひます。そういう原則

に立つて、当日捜索を実施したという実情でございまして、特にわれわれのはうから、具体的にそ

れぞれのこの十二の県を指示して、そこに一齊に

やれどといふような形でやらしたものではございません。

○矢追秀彦君 中央でかりに指示をしていないと

おつしやつても、時間的にもいまの証拠隠滅とい

う問題で、やっぱりそうなると、これはいよいよ

横の連絡をとつたか、中央から指示をしたか、どつ

ちかになるんじやないかと思うんですけども。し

ちらかではないか、こう思つのですけれども、要

するに、かなり強硬に、やっぱり逮捕あるいは今後起訴、こういうようなことまで含んだ上で自信

をもつて捜査を進められておるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、予断をもつて捜査を進めているわけではないので

あって、地方公務員法違反という犯罪の事実とい

うものが出てきた、これに対してわれわれ法の執

行を確保しなければならない立場にある者として

捜査を進めて、いろんな証拠を現在収集しておる

ということです。最近の一連の田中内閣の選挙前にお

ける政治姿勢、非常に私たちは危惧をする面も出

てきておりますのであえて伺うわけであります

が、やはり一つは、政治的な意図があつたのでは

ないか。私は、まあこれはおそらくかなり強硬に

やられる気がするのですけれども、それに対する

相当のいろいろの影響が出ると思います。私は、

特に子供と子供を持つ親、学校の先生に対する信

えておるだけでござります。

○矢追秀彦君 しかし、もう現在かなり、十日以

上たつたわけですから、大体ある程度の線が出る

のじゃないですか、その点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、各府県で先ほ

ど申し上げましたとおり多数の証拠物件を押収し

ておりますので、この立証にいまそれぞれつとめ

て努力しておる段階であつて、まだどうこうとい

う見通しの判断は、私、現在申し上げられる段階

ではございません。

○矢追秀彦君 ちょっと時間が過ぎておりますので、大臣にお伺いして、また、この問題について

は、あらためて本委員会としても質疑をされると

いいますので、それにまた譲りたいと思ひますが、

大臣は、この問題については、警察当局がやつて

おるので閑知しないという姿勢をおとりになると

思つておるけれども、いまの私ずつと質疑をして

おりまして二つの問題点、一つは相当強硬に、こ

れは日本の警察は自信をもつて進められると思ひますので、とこんいくのか、それともいろんな

政治的な判断で、一つのおどかしといいますか、選挙対策といいますか、どちらにしても、私は問

題だと思いますけれども、しかもほかの、いま

國務大臣(奥野誠亮君) 警察当局が捜査をされ

たことは、当日の新聞によつて初めて承知したわ

けでございまして、事前に何ら私は承知いたして

おりませんでした。同時にまた、この問題の推移

につきましては、やはり警察当局の処理に待ちた

い、こう思つておるわけでござります。

いずれにいたしましても、法治国家の法律を守

なつてきますけれども、しかも、学校の先生がか

なり多数の、組合に入つておられる先生方のやら

れたことが犯罪ということになりますと、一番問

題は、子供たちに対する影響、それから特に父兄

に対する影響と、こともありますし、また、社会

会に対しても大きな影響がありますので、私は、もつとこれは慎重にやつていただきたかったと

思つてます。最近の一連の田中内閣の選挙前にお

ける政治姿勢、非常に私たちは危惧をする面も出

てきておりますのであえて伺うわけであります

が、やはり一つは、政治的な意図があつたのでは

ないか。私は、まあこれはおそらくかなり強硬に

やられる気がするのですけれども、それに対する

相当のいろいろの影響が出ると思います。私は、

特に子供と子供を持つ親、学校の先生に対する信

えておるだけでござります。

○國務大臣(奥野誠亮君) 警察当局が捜査をされ

たことは、当日の新聞によつて初めて承知したわ

けでございまして、事前に何ら私は承知いたして

おりませんでした。同時にまた、この問題の推移

につきましては、やはり警察当局の処理に待ちた

い、こう思つておるわけでござります。

いま犯罪行為というおことばが出ておりましたけ

ども、まさに刑事罰の科せられるようなことで

ございまして、同盟罷業の遂行を共謀し、そその

しかし、もしくはあおつてはならないと法律に書いてあるわけでございます。それを犯した場合には刑事罰をもつて臨むという法律規定もあるわけで

ございりますので、そういう事態が起つてはたいへんだという気持ちで、昨年来私としては、そういうことの起りませんようにならゆる方法を講じます。最悪の状況を想定して、何が起つても対応できる態勢を整えています。

最初に、警察庁のほうにお尋ねをしていきたい
と思いますが、これは私は、

やはり日教組に対する警察庁指揮のもとに行なわれた政治的な弾圧であると、こう言わざるを得ない、こう思うわけであります。これは、だんだん

そこで、警備局長にお尋ねをいたしますが、四
あとでこの理由について申し述べたいと思つんで
あります。

○矢追秀彦君　いまの大臣は新聞を見るまで知らなかつたとおっしゃいますけれども、私は、もうああの日の早く聞いたのですよ、うわさとして。委員会のあつた日ですよ、ここで。大臣の耳にも、当然入っていると思うのですけれども、新聞を見るまで知らなかつたと、こういうことは私はあります。うわさを聞いて、それで、新聞を見たのですけれども、その点はいかがですか。

けであります。それまで全然承知いたしておりませんでした。

○矢道秀彦君 まあ、やったとして、新界に新聞で
私、ここにおっても聞こえてきたのですから、大臣はそこにおられたのですからね。その点はいかがですか、うわさも聞かれなかつた、そついう動きがあるそつだという。

○國務大臣(奥野誠亮君) 日教組の方々が警察当局を訪れて、そういうような拳に出てないようになると、いう申し入れをしておられたことも、新聞紙上を通じて承知しております。しかし、捜索されると、いうような指揮の話が闇議でも出たことはございませんし、また、それとの担当大臣とも話し合いましたのは、夕刊に掲載されたことで初めて知つたわけでございます。

○小野明君 私は、いま矢追委員から質問をされました四月十一日の日教組に対する警察の捜査に對しまして、まず、質問をしていきたいと思うのです。

最初に、警察庁のほうにお尋ねをしていきたいと思いますが、これは私は、

(委員長退席、理事齋藤十朗君着席)

やはり日教組に対する警察局指揮のもとに行なわれた政治的な弾圧であると、こう言わざるを得ない、こう思うわけあります。これは、だんだんあとでこの理由については申し述べたいと思うんです。

そこで、警備局長にお尋ねをいたしますが、四十一年であります。また、教職員に対するこの問題の判決といたしましては、御承知のように四十四年でありますか、四・二判決というものが、一律ストに對して無罪、こういうことに相なつております。教職員のこの行為については、刑事罰をもつて臨むべきでない、刑事罰を科すべきでないといふのが、ここ四、五年の法律解釈であったわけであります。それが、昨年のいわゆる全農林警職法事件によつて一部ひっくり返されたと、このことが今回のいわゆる強制捜索の裏づけになつてゐると思うわけであります。しかし、この最高裁判決というのは、昨年あつたばかりである。しかも、その判決も、七対八、いわば一票差によりましてこの判決が下されてゐる。それまで、当然刑事罰を科すべきでないという見解が支配的であつた。それが大法廷においても、下級審においても定着しておつた考え方であります。昨年七対八といふ、こういう微妙な判決を見ましても、法曹界においてこの考え方が定着をしていると、安定をしているというふうには見られないわけであります。それにもかかわらず、この判決を背景に強制捜索について警察庁の見解を伺いたいと思います。

○政府委員 山本謙彦君 これまで、いまお話し

になりました四十四年の四・二判決等は、刑事罰を科してはいけないというんじやなくて、やはりいわゆる二重しばりという形で、制限をつけ加えたというふうに判断されるべきものであつて、その二重しばりを昨年の四・二五判決では取つ払つたというふうに言われるものでございまして、したがつて、公務員法違反、この場合、地公法違反の、あたり、そそのかしというような行為については、そういう限定的な解釈でなくて、法文そのままのいわば限定を取つ払つた形で、これを問擬して差しつかえないというのが、昨年の最高裁の大法廷の判決の趣旨であるといつふうにわれわれとしては了解をいたしております。これが問題としていまして、われわれ法を運用する者といたしましては、この最高裁の判決によつて、その趣旨に従つて法を運用していくことであつて、決して政治的な意図、目的、そういうようなことで、これを運用していくというのではございません。

○小野明君 おっしゃるように、憲法二十八条によつてこの問題は当然限定解釈をすべきであるというのが從来の一般化された考え方であつたと思うのです。そこで、昨年の判決によつて、七対八というような微妙な差でこれが判決がなされたと、いうようなことを見ますときに、この判決を裏づけとする法の発動については、きわめて私は慎重でなければならぬと、こう思つわけであります。それが今回は、昨年の判決を契機にして、魚が水

よつてこの問題は当然限定解釈をすべきであるというのが従来の一般化された考え方であつたと思うのです。そこで、昨年の判決によつて、七対八といふような微妙な差でこれが判決がなされたと見合うことを見ますときに、この判決を裏づけるとする法の発動については、きわめて私は慎ましいです。なぜなら、こう思うわけであります。それが今回も、昨年の判決を契機にして、魚が水を得たといいますか、今までたまりたまつたものを、今度こそといふよつて、これを最大限に利用して、その微妙な判決の違い、あるいはこの最高裁判決の中でも種々配慮しなければならぬ問題があると思うのですが、これをかなぐり捨てて、一齊にやつていつたといふところに私は問題があると思うのです。そういう見方を私持つておりますが、そういう点から政治弾圧ではないのかと、こういう質問を申し上げておるわけですが、再度御答弁をいただきたいと思うのです。

○政府委員(山本謙彦君) 今度の日教組の違法な

争議行為というものは、全一日であり、さらには一日おいてまた二時間やるというような、かつてそれがわれとしては、決してこの昨年の判決によって、これで、何といいますか、この法律を全く自由ではありませんということもまた認識しなければならない問題点ではないかと考へるわけでございまして、われわれとしては、決してこの昨年の判決によって、では配慮して踏み切ったというふうに現在考へておるわけでござります。

○小野明君 地方法三七条あるいは刑事罰を規定しております六十一條、これらの適用を受けます団体というのは他にもいろいろあるわけです。それらとの均衡というか、それをやれというのじゃないですけれども、教組だけにしばりをきかして、しかも義務制、県教組だけにしほって、ウエートを置いて全国的に手入れをした、これは政治的な意図以外の何ものでもないのではないかと、こう思はわけであります。十二県と言われますが、二県は高等学校教組も入つておるようですが、大部分はいわゆる義務制、県教組である。これにどうして焦点を合わせ、そしてこの強制捜索、弾圧を加えたのか。やはりこれはある種の意図がなければ私はできぬことだと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) おっしゃるとおり、日教組以外にも、地方公務員あるいは国家公務員関係の労組があり、それが違法な争議行為をやつたというのもございます。これらについては、もちろん、そういう公務員法違反の疑いがあるわけであって、これについて、その争議行為の規模、態様、影響、こういうものを勘案して府県警察ではやはりこれらについても十分関心をもつて捜査をしておると思うわけでございますが、まだ強制捜査に踏み切る段階ではないといったふうに、われわれとしては聞いておるわけでございます。

○日教組について、なぜ特定の県にしばったかと

いうお話をございますが、これは別にこちらではありませんとか、拡大しろとか指示をしたわけではないのでございますが、各府県で、それぞれ独自に十分その争議行為の規模、態様、影響というものを慎重に判断して、そして捜査を進めて、そしてある程度の証拠が固まって、強制捜査に踏み切れるところまで進んだ県がたまたま十二であったということをございまして、それ以上の何ものでもございません。

○小野明君 大事なところになりますと、警察庁の指揮ではなくて、各県警の判断である、このようにななたはおっしゃるわけです。そうしますと、今度の強制捜索は、全部が横枝元文一人に対する被疑事実の裏付けということになつていて、これは十二都道府県全部そつである、まあ、若干これにプラスされるる県が二、三県被疑者として仕立てられてゐるようあります。しかし、横枝元文といふのは一貫をしております。各県警本部が十二の都道府県が全部横枝元文一人を被疑者に仕立てておる。偶然、各県警本部長が全部そういう判断をすることになるということは、どうしても私は解せない。さらに、この捜索差押許可状、これは各県警からそれぞれ裁判所に請求をするものであります、これによつて捜索すべき個所といふのは、それぞれ県によつて違います。これはまあ当然です。しかし、差し押さえべき物件、これは一項から十三項まであります、全国これは同じである。したがいまして、こう見るのは私はあたりまえではないか、こう思つんであります。いかがでしようか。

○政府委員(山本鎮彦君) 御承知のとおり、昨年の七月日教組の大会が開かれて、それからいわばスケジュール的に今回の四月十一日の争議行為といふうに向かつてきたわけでございまして、したがつて、それの捜査をすれば、結局頂点はやはり日教組の委員長がそういう具体的な指示をし

たという疑いが出てくる、これはまあ当然であると考えるわけでございます。また、差し押さえ捜索に関する十数の項目の物件の表示でござりますが、これはただいま全く各府県、一緒だといふうに御質問ございましたけれども、こちらへきております報告を見ますと、一緒ではなくて、それぞれ違つておる実情にあるものでございまして、その点は御了解いただきたいと思います。

○小野明君 まあ違つておると言われますけれども、大綱は、これは全部同じなんじゃないですか。特に違つた県というのは、どういうところがあるのか、これはどれどれを差し押えるというのは非常に重要な判断だと思うのですね。それで、それらについて独自判断でされておるという県の例は、どういうところがござりますか。

○政府委員(山本鎮彦君) これは犯罪の容疑といひますか、内容同じであり、違反の条文も同じでありますか、内閣同じであります。

○理事齋藤十朗君退席、委員長着席

これが企画し、企てた犯罪ということになりますれば、それを疎明するためには、きわめて複雑多岐にわたる捜査をしなければならないというこ

と、これはわれわれ捜査技術上の問題であつて、この捜査した場所が非常に多いと申されま

すが、これは岩手とあるわけでございます。

○政府委員(山本鎮彦君) この種の地方公務員法違反事件、非常に大きな事件であり、組織を背景とする、日教組という日本いわば最大の大きな労働組織であり、

これが企画し、企てた犯罪ということになりますれば、それを疎明するためには、きわめて複雑多岐にわたる捜査をしなければならないというこ

と、これはわれわれ捜査技術上の問題であつて、この捜査した場所が非常に多いと申されま

すが、これは岩手とあるわけでございます。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、府県、府県それぞれ見

ますと、全部それは違つております。一々これ申し上げるのもここではあれと思ひますので申し上げませんけれども、全く同じなんということもな

いし、立て方からして、内容からしてみんな各府

県でそれぞれ違つておる実情でござります。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

人に対する被疑事実を固めると、それにいたしま

すと、全国で八百九十四カ所、四万点に及ぶ物件の押収と、非常にこれは非常に大規模なやり方。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

かずようなやり方、萎縮させるというくらいのことは、つまり持つておるんではないか、このように言わざるを得ないと思うんです。この点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) この種の地方公務員法違反事件、非常に大きな事件であり、組織を背景とする、日教組という日本いわば最大の大きな労働組織であり、

これが企画し、企てた犯罪ということになりますれば、それを疎明するためには、きわめて複雑多岐にわたる捜査をしなければならないというこ

と、これはわれわれ捜査技術上の問題であつて、この捜査した場所が非常に多いと申されま

すが、これは岩手とあるわけでございます。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、府県、府県それぞれ見

ますと、全部それは違つております。一々これ申し上げるのもここではあれと思ひますので申し上げませんけれども、全く同じなんということもな

いし、立て方からして、内容からしてみんな各府

県でそれぞれ違つておる実情でござります。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

人に対する被疑事実を固めると、それにいたしま

すと、全国で八百九十四カ所、四万点に及ぶ物件の押収と、非常にこれは非常に大規模なやり方。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

人に対する被疑事実を固めると、それにいたしま

すと、全国で八百九十四カ所、四万点に及ぶ物件の押収と、非常にこれは非常に大規模なやり方。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

人に対する被疑事実を固めると、それにいたしま

すと、全国で八百九十四カ所、四万点に及ぶ物件の押収と、非常にこれは非常に大規模なやり方。

○小野明君 次の問題であります、横枝元文一

人に対する被疑事実を固めると、それにいたしま

すと、全国で八百九十四カ所、四万点に及ぶ物件の押収と、非常にこれは非常に大規模なやり方。

やるのか、そういう必要ないじゃないか、こういうことが県民世論であった、こう思います。その先例を学んで、今回、全国的な規模に広げておやりになる、これは全く政治的な意図とします言わざるを得ないと思うんです。この点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) いま、過去のちょっとと

ここに資料のうち、一番数の多いのを申し上げただけであつて、そのほか東京都の場合でも二百九

カ所、これは昭和三十三年でございます。京都の

場合で二百二十三カ所等ありますし、四十一年十

月の日教組ストの際の捜索でも百カ所をこしてい

る県が東京あるいは岩手とあるわけでございます。

これが企画し、企てた犯罪ということになりますれば、それを疎明するためには、きわめて複雑多岐にわたる捜査をしなければならないというこ

と、これはわれわれ捜査技術上の問題であつて、それ

らについて独自判断でされておるという県の例

は、どういうところがござりますか。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、府県、府県それぞれ見

ますが、内閣同じであります。

○理事齋藤十朗君退席、委員長着席

これが企画し、企てた犯罪ということになりますれば、それを疎明するためには、きわめて複雑多岐にわたる捜査をしなければならないというこ

と、これはわれわれ捜査技術上の問題であつて、それ

らについて独自判断でされておるという県の例

は、どういうところがござりますか。

○政府委員(山本鎮彦君) これは、府県、府県それぞれ見

ますが、内閣同じであります。

○政府委員(山本鎮彦君) 先般、私は長崎県に調査に参りました。それで、この物件の押収という点で、今回の事件では被疑事実と関係のない物品まで押収をしておる。非常にこれは捜査の行き過ぎであると私は思うんです。しかも、長崎県では五千六十四点という膨大な数の物件を押収しております。数が多いのもさることながら、これは春日という小学校で決定をし、それぞれ下級の機関におろしていくべき物件、これは一項から十三項まであります。そこで、全国これは同じである。したがいまして、こう見るのは私はあたりまえではないか、こう思つんであります。いかがでしようか。

○小野明君 先般、私は長崎県に調査に参りました。それで、この物件の押収という点で、今回の事件では被疑事実と関係のない物品まで押収をしておる。非常にこれは捜査の行き過ぎであると私は思うんです。しかも、長崎県では五千六十四点

という膨大な数の物件を押収しております。数が

多いのもさることながら、これは春日という小

学校で決定をし、それぞれ下級の機関におろしていくべき物件、これは一項から十三項まであります。そこで、全国これは同じである。したがいまして、こう見るのは私はあたりまえではないか、こう思つんであります。いかがでしようか。

○小野明君 先般、私は長崎県に調査に参りました。それで、この物件の押収という点で、今回の事件では被疑事実と関係のない物品まで押収をしておる。非常にこれは捜査の行き過ぎであると私は思うんです。しかも、長崎県では五千六十四点

という膨大な数の物件を押収しております。数が

もかんもかつさろうしていくと、こういうやり方は、これは行き過ぎもはなはだしいと思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、何もかも全部かつさらうなどという気持ちは全くございませんので、その差押検索許可状にあります場所、そこに書いてあります件名、項目、これに従つて実施するわけございますが、しかし個々の物件についてのそれを差し押えるかどうかということは、やはり現場における捜査官の判断によるものであつて、それはそれ一應具体的に考えて、この捜査に必要であるという判断を下して差し押さえを実施しておるわけでございまして、いまいろいろと申しになりました件については、具体的にいろいろと理由があるはずでございますので、われわれとしては一応調べてはおきますけれども、何ら理由なく差し押えるということではないというふうに確信をいたしております。

それから長崎でただいま五千六十四点というお話をございましたが、われわれの報告では、三千二百点というふうに言つておりますので、ややこ

の数字は違つておるのじやないかというふうに考

えでおります。

○小野明君 それぞれ立ち会いの捜査に当たられ

た警察官の判断によると、こういうふうにおっ

しやるわけだが、問題は、その捜査に当たる警察

官がどんなやり方をするかということが非常に問

題なんですよ。私は、そこを言つておる。だから

は返品が一番多いわけです。五千六十四点当初は

確かにあつたのだけれども、その後私どもの調べ

では百十一件、七百五十九点が直ちに返却され

る。はち巻き、腕章、たすきと、これもどうい

うことだと福岡県警察に私も行つて抗議をしたと

ころが、一時押収いたしましたが、関係ないとわ

かりましたので返しましたと、だから七百五十九

点も返却をするなんということ自体がむちやく

ちやな押収をやつておる、被疑事実と関係のないものまでやつておるんじやないか。返せばいいだろうというようなことを言つますが、そういうふうに簡単な、でたらめな考え方で第一線における警察官は押収に当たるわけですか。どうぼうをして返せばいいだろうという理屈とこれは同じなんです。いかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) 何でもかんでも全部持つて来ていいなんということでは絶対ございません。その差し押え物件というものを差し押えます。それはもう当然であります。ただいまお話しになつたような仮還付のものも若干あるよう

ございます。これも刑事訴訟法百二十三条によつてこれをまあ関係が薄いというふうに判断した場合、あとで還付するということも法にきめてあ

るところでございますので、その手続によつて還

付したものと考えますが、全然関係ないものであ

るというわけではないといふにわれわれどしては考

えております。

○小野明君 それはへ理屈でありまして、関係の

ないものだから返したんですよ、行き過ぎだから。

それはあなた実際考えて、はち巻き、腕章といふ

ものはどういうこの事件と関係があると思ひます

か。個人の先生にあてられた、しかも開封された

私信である、私事が書いてある。こういうものが

どうしてこの事件と関係あるか、第一線に当たる

警察官のやり方というのが非常に私は問題だと思います

うんだ。こういう行き過ぎたことをやつちやいなかぬと言つておる。私は、その点を言つておるんで

すよ。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、そ

の現場の状況について詳細には承知しておられな

いわけございませんが、もちろん捜査にあつて、

それがどの程度の影響があつたかということをや

りはり考えて捜査をしなきやならぬという意味で、

そういうふうの批准率のこともありますんだと

いうふうに考えております。

○政府委員(山本鎮彦君) スト批准について云々

ということです。これは先ほどお話し申し上げましたけれども、それぞの府

県警察で今回の争議行為がどの程度の態様で実施

され、どの程度の影響があつたかということをや

りはり考えて捜査をしなきやならぬという意味で、

それもこの間、そういうことで県会議員の方々との

間にいろいろな話があつたというふうなことで、

われわれのほうにもちよつと報告が来ております

ざいます。先生のおっしゃつた原則として、それがちょっとと経緯があつて、県会議員の方々が捜査の着手は民主的な学校運営に対する介入であると、こういうような抗議をされたと

いうことに対しても十分考えて指導

をしておるところでございます。

○小野明君 それから次の問題であります。これは長崎の県警本部長なんですが、この事件がありまして、こういうことを言つておるんです。一つは、なぜ手入れをしたかという抗議に対しまして、これは長崎の県議員団に言つておるんだが、ストの批准率が一つは高い。もう一つの問題は、学校現場が職員会議が非常にウエートを持つて、そつて校長、教頭の権威がない、こういう現場の状態である。これが強制捜査に踏み切つた一つの理由でありますと、こう言つておるわけです。

私は、文部大臣が学校現場がどうだと言つことは、

あまりいいこつちやないと思うけれども、

やっぱり教育行政に携わるといつことである以上

は、多少はオーバーな言い方もあつたけれども、

まあまあと思っておつた。あまりいいこつちやな

いんですがね。ところが、捜査に当たる県警の本

部長がいわば教育行政の分野にまで立ち入る。そ

して、そういう実情があるかないかということを

捜査しておる、捜査しなければそういう発言はで

きないわけですね。そういう教育行政の分野にまで

立ち入つた調査をし、そして、それを一つの基礎

として県教組の弾圧に手を加える。行き過ぎもは

なはだしいと思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(山本鎮彦君) スト批准について云々

ということです。これは先ほどお話し申し上げましたけれども、それぞの府

県警察で今回の争議行為がどの程度の態様で実施

され、どの程度の影響があつたかということをや

りはり考えて捜査をしなきやならぬという意味で、

それもこの間、そういうことで県会議員の方々との

間にいろいろな話があつたというふうなことで、

われわれのほうにもちよつと報告が来ております

けれども、これはちょっとと経緯があつて、県会議員の方々が捜査の着手は民主的な学校運営に対する介入であると、こういうような抗議をされたと

いうことに対しても、まあ本部長としては、学校運営の問題によって捜査をしたんじゃないというこ

とを言つておる。それで、学校運営の問題といふことはわざわれの捜査としては考えていない、ただ、皆さ

る際には、やはり合理的に考えて、被疑事実に関する

連のあるものを差し押えるということになるの

は、これはもう当然であります。ただいまお話

合は、あとで還付するということも法にきめてあ

ります。

○小野明君 それはもとと考えますが、全然関係ないものであ

るというわけではないといふにわれわれどしては考

えておりません。

○小野明君 それはへ理屈でありまして、関係の

ないものだから返したんですよ、行き過ぎだから。

それはあなた実際考えて、はち巻き、腕章といふ

ものがどういうこの事件と関係があると思ひます

か。個人の先生にあてられた、しかも開封された

私信である、私事が書いてある。こういうものが

どうしてこの事件と関係あるか、第一線に当たる

警察官のやり方というのが非常に私は問題だと思います

うんだ。こういう行き過ぎたことをやつちやいなかぬと言つておる。私は、その点を言つておるんで

すよ。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、そ

の現場の状況について詳細には承知しておられな

いわけございませんが、もちろん捜査にあつて、

それがどの程度の影響があつたかということをや

りはり考えて捜査をしなきやならぬという意味で、

それもこの間、そういうことで県会議員の方々との

間にいろいろな話があつたというふうなことで、

われわれのほうにもちよつと報告が来ております

ざいます。先生のおっしゃつた原則として、それもちょっとと経緯があつて、県会議員の方々が捜査の着手は民主的な学校運営に対する介入であると、こういうような抗議をされたと

いうことに対しても十分考えて指導

をしておるところでございます。

○小野明君 それから次の問題であります。これは長崎の県警本部長なんですが、この事件があ

りまして、こういうことを言つておるんです。一つは、なぜ手入れをしたかという抗議に対しまして、

これは長崎の県議員団に言つておるんだが、

ストの批准率が一つは高い。もう一つの問題は、

学校現場が職員会議が非常にウエートを持つて、

そつて校長、教頭の権威がない、こういう現場

の状態である。これが強制捜査に踏み切つた一つ

の理由でありますと、こう言つておるわけです。

○政府委員(山本鎮彦君) 何でもかんでも全部持つて来ていいなんということでは絶対ございません。その差し押え物件というものを差し押えます。それはもう当然であります。ただいまお話しになつたような仮還付のものも若干あるよう

ございます。これも刑事訴訟法百二十三条によつてこれをまあ関係が薄いというふうに判断した場合、あとで還付するということも法にきめてあ

ります。

○小野明君 それはへ理屈でありまして、関係の

ないものだから返したんですよ、行き過ぎだから。

それはあなた実際考えて、はち巻き、腕章といふ

ものがどういうこの事件と関係があると思ひます

か。個人の先生にあてられた、しかも開封された

私信である、私事が書いてある。こういうものが

どうしてこの事件と関係あるか、第一線に当たる

警察官のやり方というのが非常に私は問題だと思います

うんだ。こういう行き過ぎたことをやつちやいなかぬと言つておる。私は、その点を言つておるんで

すよ。

○政府委員(山本鎮彦君) われわれとしては、そ

の現場の状況について詳細には承知しておられな

いわけございませんが、もちろん捜査にあつて、

それがどの程度の影響があつたかということをや

りはり考えて捜査をしなきやならぬという意味で、

それもこの間、そういうことで県会議員の方々との

間にいろいろな話があつたというふうなことで、

われわれのほうにもちよつと報告が来ております

それから長崎の県警本部長はなかなかこれは勇

ましい人なんで、次のようなことも言つておる。

これは各社全報道されておることですからね。

「報道を軽視したつもりはない。」これは新聞報道

のことですね。「社会・共産両党の作戦にのらな

いことだけやつらは大きく書かせようとしてい

るのだ。」「やつら」というのはこれは社会党をさ

しておるんですね、われわれをさしておる。「玄関

先で追いかけべきだつた」と、こう言つておる。

これは全部の新聞に報道されておる。それで「やつ

ら」とは何だと、玄関先で玄関払いを食わせるべき

だつたということはけしからぬじやないかと、私

も抗議をした。これはそのときはいろいろ弁明はしておるようです。しかし、こういう発言というのは、やっぱり公党を侮辱するにほんはなはだしい、こう私は思つんです。この点はいかがですか。
○政府委員(山本鎮彦君) 質問にありましたように、朝日新聞、読売新聞、西日本新聞にいまのようないい御質問の趣旨の記事が出たことは事実でござりますので、われわれのほうとしても、本部長にその真意を確かめました。本部長は「やつら」というようなことは言つていないと、「彼ら」ということで、言つたんだということで、そういう事実は全くございませんといつ回答になつております。

（委員長：佐井文重君） 二の条、委員の異動につき
ひとつ局長の見解を承りたいと思つ。
○政府委員（山本謙彦君） お答えいたします。
ただいま先生の御質問にありましたように、そ
ういう形で、一般的に誤解を招いたようなことは
非常にわれわれとしては残念であつて、捜査をす
る上において、責任者たるものはやはり厳正公平
適正な態度を常に堅持して事に当たらなければ
らぬということで、十分戒めていきたいというと
うに考えております。

ことについては、われわれ法を維持するという立場にあるものとしては、厳正公平な捜査をしなければならない。府県警察としては、その方針でやつておるはすでございますが、まだほかのほうの細かい関係の答辯の態様といふものが具体的につかみきれない、強制捜査まで至らないという現状にあるわけであつて、ただいま均衡を考えるべきにやないかというお話ではございましたけれども、われわれとしては、特に日教組だけという立場いやなくして、全般的に二、三の立場を考慮していくべきであつたのである。

されている国というのでは、この点は局長も十分勉強されておると思うのです、海外におられたこともあるようですから。いままあ一応先進国といいましても、アメリカ、オランダ、スイス、この三国ぐらいしかございませんね。しかも、アメリカでは公務員の禁止を解く州がだんだん多くなりつづある。その他は発展途上国か農業国ぐらいのものしか公務員のストライキ禁止というのは肯定されておりません。そういう国際常識というものも十分これほどひとつこの最高裁判決というものを読む

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

それから玄関先で追いかえすへきたつた」とい

○総長(世耕政務君)の隣 委員の異動について

うでございまして、この際は議員団の方、労組代表が約三十人が報道関係者十数人と一緒に抗議に来たというようなかつこうになつたものですので、この全部の方を本部長室でお会いして話すわ

ただいま加藤進君、中村登美君及び志村愛子君
が委員を辞退され、その補欠として渡辺武君、高
橋邦雄君及び平島敏夫君がそれぞれ選任されま
した。

の前に適当に人数を制限したほうが合理的的にいわば穏やかに話し会えるんじゃないかな、そういう意味で言ったわけであると、したがって、ことばが足りなくて誤解を生んだことは非常に申しわけないと、こういうようなことが本部長のほうから来ておりますので、この点御了解いただければあります。がたいと思うわけでござります。

○小野明君 そこで、私は、公党を侮辱しておるが抗議をいたさうが、新聞記者に付けてます

○小野明君 そこで、最初の問題に返りますが、最高裁の昨年のいわゆる四・二五判決にあたりまして、これを最大の武器として、もう全面的に取扱事罰だ、どんどん弾圧をやっていくというようなことではなくて、この最高裁判決にもかなりの問題点がありますことは、これは局長も御存じたと思うんですけど、今回のストライキ、これは教職員だけではなくて、全部の労働者がやった。公学校を適用される労働組合というものが、非常に大きくなっています。

レコのつもりであつたとこゝ言うのです。それで
は、あなたは自分が言つてもいいことを言つた
と書かれて社説に訂正を求めたのかと、こう尋
ねた、訂正を求めておりません、オフレコと言つ
たが、それも言つております、紙面といいます
か、そういうものにはあつたにしましても、記者諸
君がうそを書くはずはない、私は思うんです。
その事実はあつた、こゝ見ざるを得ない。しかば
れお詫びいたい、お詫びいたい。

な影響を与えたことは事実であります。これにて御承知のように、刑事罰がないわけですね。刑罰を科されていない。それから同じ地公法関係でも日教組だけである。ここに私は問題があるとおもつておるんですが、公労法とのバランスといいますか、そういう点も十分この最高裁の判決については読み取らなければならぬ点ではないのかと、こう思いますが、いかがですか。

ながら、こういう考え方で県警本部長が捜査に当たりあるいは社会党あるいは共産党に対しましても、そういう侮辱的な発言を堂々とやるといふことは

○政府委員(山本鎮彦君) もちろん、日教組だけではなくて、ほかの地方公務員あるいは国家公務員についても、先ほど申し上げましたのでございま

第六部 文教委員會會議錄第九號 昭和四十九年四月二十三日 【參議院】

が大きな裏づけになつて、四・二五判決が裏づけになつて、これが強制捜査をされておる。こういうことになつた以上、この最高裁の四・二五判決をどう読むか。この中でも、「刑事罰の対象者は最小限にとどめるべきである。」こういう一文があるんだが、この辺の精神は生かされていくのかどうか。これを私は尋ねておるんです。当然これは、法を運用する者としては配慮すべき点ではないのかと、こう申し上げておるんです。そういう観点で、御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(山本謙彦君) その最高裁の判決の一

○政府委員(山本鎮彦君) その最高裁の判決の一部を読み上げますと、「何人であっても、この禁止部を侵す違法な争議行為をおおる等の行為をする者は、違法な争議行為に対する原動力を与える者として、単なる争議参加者にくらべて社会的責任が重い」そして「違法な争議行為の防遏を図るために、その者に対しとくに処罰の必要性を認めて罰則を設けることは、十分に合理性があるものということができる。」こういうような判示もあるわけでございまして、ただいま先生のおつしやつたいいろいろな内容というものを十分吟味して、われわれの検査も進めていきたいというふうに考えております。

○小野明君 あとはいけど、前が非常に私は間題だと思うんです。このおりだけ処罰をすると、確かにそう書いてござります。この解釈といいますか、これの見方によると、この項が、私は治安立法の感じというのが非常に強い。やっぱり原動力がだれであるかということを特定をしていくと、いうやり方でしようが、これはやっぱり治安対策とか、あるいは刑事対策という観点、非常に便宜的な政策的な私は法文であると思ひます。やっぱりこの辺は、それに藉口をして、そつて被疑者を多く仕立てていく。そうすることによって日教組を押えることができる、あるいは活動家を萎縮させることができ、こういう観点がはつきり出てくると思うんです。そういう点を十分——私はそういう観点ではなくて、やっぱり憲法二十八

勤労者には団結権その他の労働基本権を与えるべきであると、こういう観点を根に据えて、やはりいろんな判決というものを読むべきであるし、今後の事件に対処すべきではないのかと、こう申し上げておるんですが、この点はいかがですか。
○政府委員(山本鎮彦君) われわれ捜査に当たる者としては、特別な意図的な考え方で捜査を進めではなくないということが大原則だと思っております。したがつて、私はそういう考え方じゃなくて、どこまでも法律に従つて、適正な形で捜査をしていきたいというふうに申し上げておきます。
○小野明君 法律というのは言わざもがな、憲法というものが基礎になつておりますことは御承知のとおりであります。ですから、最高裁がねじ曲げた解釈をする、それにのつてやるということではなくて、本来的に労働基本権というものを認めるべきである、その上で法の運用をやるべきであるということで、私は、慎重に今後の問題に対処してもらいたい、こう要望しておきたいと思うんです。
そこで最後に、この問題で大臣に少しも尋ねなかつたということも、またこれ問題があるでしょうからお尋ねをするわけですが、先ほど大臣の御意見を聞いてみると、これは当然である、あたまりますのである、警備局長の御答弁にもいろいろなニュアンスというものが聞かれたわけでありますが、大臣をこれは警察官に置きかえたら、これはたいへんなことになるなという私は持つた。大臣にお尋ねをいたしますが、先ほん長崎の県警本部長の例を申し上げましたように、教育行政面に警察権が介入をしてくるというような点を考えられるわけですね。事実としてあつたわけで、大臣にお尋ねをいたしますが、先ほん長崎の県警本部長の例を申し上げましたように、教育行政面に警察権が介入をしてくるというような点もおられるわけです。今回の捜査が非常に大きな影響を教育現場に与えておることは事実であります。これはその後説明もあつておるようですが、そういう考え方を持つた第一線の県警本部長もおられるところでありましょう。しかし、今回の行き過ぎた警察の捜査というものが、やっぱり正當

な教育運営、学校運営に暗影を落とす、父兄に大
きな不安を投げかけておるということは、私は事
実として認めなきやならぬと思うんです。ですか
ら、教育行政の長にある大臣としましては、警察
庁長官あるいは公安委員長に対しまして、捜査に
ついては現場教育に支障のないよう、捜査の行
き過ぎがないようにはこれは当然申し入れをすべき
ではないのか、こう思います。この点はいかがで
か。

○國務大臣(奥野誠亮君) 警察当局が捜査にあた
りましても、当然教育行政の円滑を阻害しないよ
うに配慮して行なっていただいているものだと、
かのように考えておるのでござります。

○小野明君 警察がその辺は配慮してくれるだろ
うというふうな御答弁ですが、それじゃ私は、やつ
ぱり教育行政の責任者たる大臣のお考えとして
は、いかがなものかと思うんです。それは若干の
配慮はあるでしょう。しかし、先ほどから申し上
げておられますように、捜査の第一線にある警察官
のいろんな行為というのは非常に行き過ぎる、あり
いは県警本部長としても行き過ぎた言動があり
ましたことは、私が申し上げたわけですから。で
すから十分教育行政の立場から見て、これはあま
り行き過ぎた捜査のないようにと、そうして教育
の現場を守つていくくとというのが、当然私は大臣と
してとられてしかるべき措置ではないのか、こ
思つうんですが、これはいかがでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 現状においては特段に
教育行政が阻害されていると、ことは思っていない
わけでございます。それなりの配慮も警察当局に
していただいていると思うのでございますけれども、
今後の推移の過程におきまして、もしそうい
うようなおそれが出てきた場合には、当然私ども
では教育の現場を守る努力はしていかなきやなと
ない、そつ思います。

○小野明君 非常に消極的な御意見なんです。
かし大臣、これだけ九百個所に近い捜索が行な
れた、四万点に近い物件がやられたと。やつぱり
これから先現場はどうなっていくだろうかとい
うない、そつ思います。

お互いに不必要的干渉は避けるべきものだらうと、こう思います。いまお話を伺つておりますので、そういう方向で処理していただければ、私自身教育者の中から犯罪人が多く出れば多く出るほどのいんだというような考え方は毛頭ございませんで、それは一罰百戒ということもございませんで、それは罰百戒といふことをございません。

○小野明君 次に大臣にお尋ねをいたします。大臣、先般衆議院の文教委員会で、あれは松永教職員諸君について内申で開かれたあの文教委員会で、教職員諸君については内申を待たぬでもやれるんだと、こういうよつて御見解の表明があつたやに承つてゐるわけです。これは非常に重大な御発言だと、私も見ておりますが、この真意といいますか、それをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ごろ府県の教育委員会の方が私のところへ見えまして、市町村の教育委員会から内申を待つておられるだけれども、市町村の教育委員会に対しまして教組が圧力をかけてなかなか出させないんだと、困つておるんだといふお話をございました。そこで私は、それなら期限を付して内申してくれるよう市町村の教育委員会に頼んでごらんなさいよと、そうしてなおかげでございました。そこで私は、それなら期限を付して内申してくれるよう市町村の教育委員会に頼んでごらんなさいよと、こう申し上げました。そうしましたら、いや文部省は從来からそれはできないんだという指導をされているんだと、こんな話を伺つて、それは法制的におかしな議論じやないかと、内申を待つてといふことであつて、内申がなければできないのだと、姿勢はそうでなければならぬけれども、法理的には、それは合理的な期限待つてどうしても出てこない、万やむを得ない場合には、都道府県は人事権を行使できない、そんなことはありませんよということで、法制局に私の意見を述べまして、法制局の意見もただしたり、また、事務当局に対しまして法制局とよく打ち合わせをしなさいと、

こう申し上げてまいつておつたわけでございます。たまたま松永委員から、そういうことに関連しての質問がございましたので、平素私の考えているところを率直に述べさせていただいたわけでございます。

○小野明君 まあ、お考えになりますのは、これはけつこうだと思ひますが、大臣、心情的にはもう大体方向というのはいつころ出るわけですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私と法制局長官との間では、それは私の言つておりだ、法制局長官も言つておるわけでござります。内申を待つてとか、意見を聞いてとか、いうような表現がある。意見を聞いて、もうどうしても意見を言うてもらえない場合には、それはやむを得ず、意見がなくとも行なわざるを得ないだらうということになつておるわけでござります。内申を待つ、調査に必要な期間も十分経過して、内申をするに合理的な期間がたつてもうしても来ない。そこで督促をする、それでもなお来る場合には、内申をしないといふ内申があつたものとみなして処理するよりいたしかたがないじやないでしょかと、まあそだなあと、こういうことになつておるわけでございまして、事務的にはしかしながらよく詰めて見解を達されておきたい、こう思つておるわけでござります。しかしながら、基本的には、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とは一体になつて運営すべきものでござりますので、純理的には、どうしても内申が來ない場合には内申がなくても、処理はできますが、そういうことを表にして対応していくといふ姿勢はなるだけ避けたほうがいいだろうと、こう思つております。しかしどうしても、相當の期間が経過しましても内申がありません場合には、だからといって、都道府県が人事権を行使できないということは、これは不都合なこ

とじやないか、かようになります。したがつて、純理的には、合理的な期間を経過してもどうしても内申がない場合には、内申ない状態において都道府県は人事権行使しても違法ではない、かようになります。

○小野明君 全く私は大臣の御見解は誤つておると思うのです。そこで、まあお尋ねをしたいと思うのですが、初中局長にまずお尋ねをしたいと思うんです。

これは昭和三十一年九月十日、初中局長から各都道府県教育委員会並びに知事あてで通達が出ておりますね。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の全面的施行について」。その3の(3)項、「県費負担教職員の人事については次の諸点に留意すること」これにあります、「都道府県委員会は市町村委員会の内申をまたに県費負担教職員の任免その他の進退を行ふことはできないこと」と、こうあります。これは次くことはできませんが、いかがでしよう。しかし私は違つと思うんですが、いかがでしよう。いと、こういう通達をすでに出しておられるんであります。この点はいまの大臣の御見解、これがたつてもうしても来ない。そこで督促をする、それでもなお来る場合には、内申をしないといふ内申があつたものとみなして処理するよりいたしかたがないじやないでしょかと、まあそだなあと、こういうことになつておるわけでございまして、事務的にはしかしながらよく詰めて見解を達されておきたい、こう思つておるわけでござります。しかしながら、基本的には、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とは一体になつて運営すべきものでござりますので、純理的には、どう

この規定が市町村に對しまして、市町村の教育委員会の立場を守ると申しますか、立場を認めるよう規定でござりますが、その立場あるいは権利というものをみずから放棄されたような場合には、一体どういうふうに解釈すべきであるかといふ点につきましては、これはただいま大臣が申されましたよつて解釈のしかたをせざるを得ないんじやないかというふうに、私どもは考へてゐるわけでございます。

○小野明君 法制局とよく相談いたしましてその点を詰めてみたいといふに考えております。

○小野明君 そこで、大臣、いま局長の御答弁によりますと、そういう事態が予想されなかつたと、こういう御発言でござります。ところが立法の過程では予想しておるわけです。

それで、これは昭和三十一年五月十五日参議院の文教委員会で、次のような質疑がかわされております。國務大臣(岩間英太郎君) 御指摘のとおり、昭和三十一年の九月に初中局長の通達をいたしましたが、たゞいま御指摘になりましたようなことが通達されているわけでござりますけれども、これは三十八条の規定につきましての基本的な解釈を示したものでございまして、たゞいま大臣が申されましたように、都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会が一体となつて教育行政を進めるといふふうな、そういう信頼関係に立つて行政が行なわれるべきであるといふ立場に立ちました場合に、当然の解釈じやないかと思います。ただ、市町村の教育委員会がその内申を出さないと、うなことは、これは法律上予想していられないわけでございまして、そういうふうな事態が起つた場合は、当然の解釈じやないかと思います。たゞ、市町村の教育委員会がその内申を出さないと、うなことは、これは法律上予想していられないわけでございまして、そういうふうにこの条文を解釈していくことを、これはまた別個の問題として検討を要する問題である。私どもは、そういうことを、

同じく緒方信一君の答弁でござりますが、「市町村の教育委員会の内申を十分尊重してやつていく

趣旨は、先ほど申し上げた通りでござりますが、この「趣旨は、市町村の教育委員会が内申をしない場合があるのじやないか」という御趣旨かと思います。質問の御趣旨と思うのです。「あるいはまた内申の趣旨と違った方向に、県の人事権の行使ができなくなるじやないかといった御趣旨かと思うのであります。内申が全然ない場合には、これは先ほど申しましたように、県では任命権の行使はできないわけでござりますけれども、しかし内申がありました場合、これは十分尊重しなければなりませんけれども、「云々と、こういうふうにはつきりこれは内申のない場合というのも、この立法院で議論されておりますよ。そうすると、やっぱり立法の趣旨の中には、いまお聞きのように、大臣の御見解は、この立法の趣旨をねじ曲げるといいますか、拡大解釈をされておるということがはつきりしておると思うのです。この点は大臣、いかがでしよう。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまお読み上げになりましたのはそのとおりだと思います。私はその姿勢で当たっていかなければならぬと思います。その姿勢で当たつていかなければならぬのでありますけれども、どうしても市町村が内申を出してこない、責任を果たさうとしない、そういう場合には、都道府県は人事権の行使ができるいかないが、この法律上の要件で欠くことはできない」とあります。「法律上の要件で欠くことはできない」のだと、こういうふうに解釈をされておる。

それから、これは木田宏君、現大学局長ですか、局長がこの点について書いている「都道府県の教育委員会は市町村委員会の内申にどこまで拘束されれるか」ということが問題となるが、内申なくして任免等を行うことは違法である。」こういうふうに書いてあります。ですから、そういう違法なことを、通常解釈はいま私が申し上げたとおり、それをしもあえてねじ曲げて大臣のおっしゃるように強引にやるとすれば、それこそ大臣の好きな、法治国家の大臣にあるまじき私は拡大解釈、行為ではないか、こう思つてます。むしろおやりになるなら法改正をもつて対処すべきである、こう思いますが、いかがですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私の所見も独断であつてはいけませんので、そういう話の出ましたとき内閣法制局長官に私の意見は述べまして、そしてお答えの中で申し上げてきているわけでござります。しかし、いずれにいたしましても、さらに

ないかというと、そつうものじやないだらうと思つてあります。意見を言わないとという意見があつたものとして処理せざるを得なくなるだらう、こう考えるわけでございます。しかし、あくまでも意見を持つ、内申を持つ、この姿勢は私は必要だと思うのでございまして、そういう前提に立つて私はいまの質疑応答がかわされたと、こう理解をしていいわけでございます。

○小野明君 大臣のような御見解ですと、私は、この法律を改正する必要があると思うのです。むしろ、法改正をした上で、そういう事態に対する運用をはかられるのが適法ではないか、こう思うのです。

これは、この点もお調べになつておると思いますが、「教育関係法」の解釈で、有倉さんと天城さんの共著でありますか、この条文のところは、「本条の「内申をまつて」は、内申は法律上の要件で欠くことはできないが」とあります。「法律上の要件で欠くことはできない」とあります。

私は、内申を待つてといふことを申し上げていて、こう考えるわけではありません。私が意見を聞いていたとしても、内申を専門的ではなくて、処分が行なわれる場合に意見や内申は尊重しなければならない、尊重しなければならぬけれども、意見や内申と違つた処理が行なわれても違法ではないと、こうおっしゃつてゐるわけでござります。したがいまして、当然一体となつて運営されるべきだという前提で国会での議論も行なわれてまいつた、こう思つわけでございます。予想しないような事例が今日起つてきているわけでござりますので、そういう場合には、法解釈としてはどうかということで私の意見を述べているわけでござります。しかし、私の意見によつた処理をしなければならないような事態、これはもうあとで限り避けるべきだと、あくまでも都道府県と市町村と両教育委員会が一体となつて運営されるような姿、これは守つていかなければならぬ、こう思つてゐるわけであります。ただ、万一にして不幸な事態が起つた場合には、純理的にはこういう解釈になるんだ、こういうことでございます。

○小野明君 意見を聞いてとか、内申を持つてとかいう表現が使われておつて、処分が行なわれる場合に意見や内申は尊重しなければならない、尊重しなければならぬけれども、意見や内申と違つた処理が行なわれても違法ではないと、こうおっしゃつてゐるわけでござります。したがいまして、当然一体となつて運営されるべきだという前提で国会での議論も行なわれてまいつた、こう思つわけでございます。予想しないような事例が今日起つてきているわけでござりますので、そういう場合には、法解釈としてはどうかということで私の意見を述べているわけでござります。しかし、私の意見によつた処理をしなければならないような事態、これはもうあとで限り避けるべきだと、あくまでも都道府県と市町村と両教育委員会が一体となつて運営されるような姿、これは守つていかなければならぬ、こう思つてゐるわけであります。ただ、万一にして不幸な事態が起つた場合には、純理的にはこういう解釈になるんだ、こういうことでございま

初中局長なり大臣答弁の中に当時の議事録の中にあるんです。それで、私はこれは望ましいことにやない、そうあってはいかぬ、そうあってはいかぬのですが、ぎりぎりその解釈をするならば、そういうこともあります。それで、私はこれは望ましいことにやない、それにして、内申があるのかないのかということは、これは厳正な事實です。内申があるということですが、これが法律の条件である、この法文成立の条件だと、こう言われておるのですよ。内申がなくてもやるなんということは、これははつきりした違法ですよ。それを認めなければいけないです、大臣。それは曲言といいますか、曲解もほなはだしのものじゃないですか。

○小野明君 一定の期間を置いてとか、あるいは督促をしても出ない場合と、こういうふうに大臣はおっしゃるわけですね。ところが、そういうことは、何らそういう条件的なものはこの立法の段階あるいは法解釈の中には何らないですね。ありませんよ。あくまでも内申というものはこの法律の条件である。これがない場合は違法である。これは教育というのは、やはり所管をする市町村教育委員会の意思を尊重をすると、これは教育の行政の趣旨というのがあくまでも指導助言である。これはそうですね。大臣も県教育委員会に対しても指導助言の権限しかない。それから県教育委員会は市町村教育委員会に対しても指導、助言の権限しかない。そうして内申をしないということは、処分に反対であるといふ市町村教育委員会の意思表示なんです。所管をする市町村教育委員会が、処分をしない、だから内申をしない、処分反対だと意思表示をしておる以上、県教委がこれに対しても強制をすることはできませんよ。それは違法ですよ。それこそ違法な行為だ。その場合には、法的な措置がちゃんとあるんです。これは措置要求を求めるというやり方があるとあるはずです。法律に基づいてこれはやるべきであります、こういう内申がない状態を克服するために、法の拡大解釈、違法な措置をもつて任免権、処分権の行使というのはやるべきでない。これは教育行政本来の趣旨をねじ曲げる私はやり方だと思います。大臣の強権解釈といいますか、むちやくちやなやり方だ。法も何もない、踏みつけて強引にやつていい違うと、こういう気持ちちは、大臣はタカ派だからそれは当然考えるだろうと思うけれども、そういう違法なことを拡大解釈してやるべきではない。こ

○國務大臣（奥野誠亮君） 小野さんも、内申は尊重しなきやならないけれども、内申と違った処理を都道府県教育委員会が行なつても違法ではないんだと、こうおっしゃいました。したがいまして、また処分すべきではないんだという内申を受けて都道府県が処分しても、これは違法ではない、これはお認めいただけると思うのであります。私が申し上げておりますのは、幾ら督撫をしても内申が出てこない、そういう場合には、内申をしないという内申があつたものとしての処理があり得るじゃないかと、意思表示は積極的な意思表示ばかりじやなしに、黙秘の意思表示ということもあるじやないかと、こう私は申し上げることができると思うのであります。いずれにいたしましても、法が期待しているような都道府県の人事権の行使ができないくなるようなことは予想したくない。やはり都道府県は人事権行使の責任を負つておるわけでござりますので法が効力をを持ち得ますように、円滑に運営されますように、最悪の場合につきましても、われわれとしてはそれを期待していくべきでござります。やつぱり究極的には、純理的には、私が申し上げたようなことになるんじゃないだろうか。しかし、そういうことは好ましい事態ができますように。純理的なことを申し上げておけでござります。やつぱり究極的には、純理的にいう事態の生じないような努力は行政当局として当然していくべきだと、こう繰り返し申し上げておきたいと思います。

と思つてのでございまして、その場合に「云々」、「しかし内申がなければ、任命権の発動はしない。」内申がなければできないのだと、こういうふうにきちっと政府委員が答弁をしておるわけですよ。これをすなおに私は読むべきだと、こう思うんです。先ほど大臣がしきりに言われるのは、非常に遺憾なことだ……。しかし内申があつたということが、やっぱりこの法の発動という条件になるので、内申がない場合は全然だめなんだということを口をすっぱくして申し上げておるんですがね。そういうようなことを重ね重ね申し上げますがね、おやめになつたらいかがですかと、こう言うておるのです。

○國務大臣(奥野誠亮君) 法の予想しないような事態が起つた場合の解釈についての議論でございまして、おそらく立法当時には当然そういうことを予想しませんので、そういうことには触れてないのだと、こう考えるわけでござります。いずれにしましても、法の予想しないような事態の生じないよう私たちは努力していくたいと思ひます。

○小野明君 とにかくはつきり、立法の際の議事録を見ましても、大かたの法解釈を見ましても、いま私が申し上げておるようなのが普通の解釈です。ですから、それを乗り越えて、違法な処分強行といいますか、助言、指導の教育行政のワクをはみ出るようなやり方をやらないように、ここで注文を申し上げておきたいと思うのです。

それから、これもちよいちょい私は大臣からお聞きするわけですが、大臣は、教師は聖職であると、こういうふうにあちこちの場でおっしゃつておるようですね。教師は聖職であるのだ、これはどうでしようか、これは事実ですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私が聖職であるとかないとかいうよくな議論をしたこと、あまり記憶にないのですけれども、私しょっちゅう言いますことは、人を育てるということは物をつくるのとは違うのですよと、したがつて、先生方は使命感を持つて、情熱を燃やしてくれ、それでなければ相

手方がみずから学びとろうとする気持ちを起さないんですよ、こんなことはよく申し上げます。しかし聖職である聖職でないということ、どういう立場で議論するのか知りませんけれども、あまり自分が言ったような記憶がないんですけども、別に聖職と言われることがけしからぬというような気持ちはさらさらございません。ございませんが、私はいま申し上げているようなことはよく申し上げています。

○小野明君 それならいいです。それを公式に表明をされたことはないということであれば、私はそれでよろしいと思います。これはやっぱり老婆心ながら、大臣も御承知だと思いますが、教師には労働基準法というのが適用されておりますよね。これは超勤のところははずされたけれども、労働基準法は全面的に適用されている。この第九条にはつきり、教育または研究の職に従事する者は労働者であると定義されてるんです。賃金をもらつて云々と、これは申し上げるまでもないですが、ですから、総理のように文教問題にあまり詳しくない方がおっしゃることでもこれはよくないですけれども、間違いでありますけれども、大臣は、特にそういった聖職であるから云々といふような段平を振りかざさないように、ひとつ要望をしておきたいと思うのです。

次の問題に入ります。これは簡単なのからひとつ聞きますが、「交通政策に関する緊急課題の解決についての要請事項」内閣官房長官二階堂進殿あと、こういう要請を、「國民の足を守る中央会議会長野村平爾」という人が出されておりました。それで、「義務教育児童生徒の通学費の無料化について」と、義務教育の児童生徒の通学費を無料にしてもらいたいと、こういう要望書が、今年の三月二十二日に出されています。それで、これは、いろいろな考え方はあるかと思いますが、やはり義務教育無償という原則は、この通学費の場合にも適用されるのではないか、こう私は思います。この点はいかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 義務教育の無償と申

しますのは、一応授業料をとらないことだということになつておりますけれども、現実問題としまして、教科用図書の無償配付をやつております。それからまた、要保護・準要保護児童生徒につきましては無償の措置を講ずるというふうなやり方をとつております。そういう意味も含めまして、償になつていてるということは申し上げられると思ひます。

○小野明君 これは、学校が統廃合なんかをされますと、非常に学校に通う足が遠くなるわけです。八キロ、十一キロというようなどころから通つてこなければならぬようになります。そういう原因もありまして、やはり義務教育児童については国庫負担を拡大していく、あるいは無償にすると、という原則を立てられないのかということを考えておると思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘になりましたように、児童生徒の通学の問題につきましても、現在交付税上の財源措置と、それからただいま御指摘になりました学校統合に伴う遠距離通学者の国庫補助と、二つの制度がございます。

地方交付税上の財源措置については、これは、通学費の支給の有無にかかわりませず、小学校の場合には四キロ以上、中学校の場合には六キロ以上の生徒の全部に対しまして、現在一人当たり一万五百九十一円、総額にいたしまして三十四億円です。それで、「義務教育児童生徒の通学費の無料化について」と、義務教育の児童生徒の通学費を無料にしてもらいたいと、こうできるだけの財源措置をいたしておるわけでございます。したがいまして、通学費の支給をまだしておらないところがございましても、実際にはこれができるだけの財源措置はとられてるということが言えると思います。

それからまた、学校統合の場合の財源措置としましては、やはり四キロ、六キロ以上の児童生徒に対しまして、一人当たり一万二千四百三十円

で本年度は一億七千百万円、対象人員は四万三千六百八十八人ということになつております。ただ、これは学校統合の場合には、いろいろな経費がかかるということで、五年間に限りまして補助を行なめんどうを見ていたらしくいうふうな措置を講じている次第でございます。

○委員長(世耕政隆君) では、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後五時五分散会

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十九日)

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

(施行期日) 公布の日

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表滋賀大学の項の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十九年度に浜松医科大学、宮崎医科大学、広島大学の総合科学部、東京商船大学若しくは神戸商船大学の大學生院、新潟大学医学技術短期大学部、信州大学医学技術短期大学部、徳山工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校に入学した者は、在学年数の計算に関する限りは昭和四十九年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は高等専門学校にそれぞれ在していたものとみなす。

123 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一十二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に規定する」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

134 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のようにより改定する。

第八条第四号中「国立高等学校及び」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

一、東京都青梅市に国連大学本部設置に関する請願(第二九七六号)(第二九七七号)

一、「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(第二九七八号)(第三一八号)

一、奈良市史跡大安寺旧境内地に関する請願(第二九九四号)

一、「港北」の文化遺産と自然の保存に関する請願(第三〇三三号)

第一九三三四号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大阪市都島区内代町三ノ九ノ七
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一九三五号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 広島県安芸郡府中町一、二〇九
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第一九三五号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 中原健一郎外二百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九三六号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 今村豊平外一千九百七十四名
紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九三七号 昭和四九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 広島県深安郡神辺町川南町上四九
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九三八号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 三 海野美智子外一千九百九十九名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九三九号 昭和四十九年三月二十九日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 九 清原末男外千九百九十九名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四〇号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 山富三外九百九十九名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四一号 昭和四十九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 新沼辰五郎外二千八百十三名
紹介議員 成瀬 勝治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四二号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 外四千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四三号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 玉置慶子外千九十九名
紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四四号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 夫外九百九十一名
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四五号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 野崎満
紹介議員 林朝行外九百九十七名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四六号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 田中 一〇
紹介議員 川本常人外九百九十九名
紹介議員 尾三郎外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四七号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 武田富子外一千九百九十九名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四八号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 山富三外九百九十九名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九四九号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 岡本実外九百九十九名
紹介議員 鈴木 美枝子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五〇号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 新沼辰五郎外二千八百十三名
紹介議員 成瀬 勝治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五一号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 吉沢真二外九百九十九名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五二号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿二ノ二四ノ一
紹介議員 林和夫外五千九十一名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五三号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 中野二三八八ノ二
紹介議員 川本常人外九百九十九名
紹介議員 尾三郎外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五四号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 夜久典子外四千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五五号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大阪府豊中市千成町三ノ五ノ一七
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第一九五六号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大原助一外千十八名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

忠外九百九十九名
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇四七号 昭和四九年三月三十日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 広島県安芸郡船越町一二三一
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇六四号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇六九号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大阪府豊中市千成町三ノ五ノ一七
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七六号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 夜久典子外四千九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七七号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大阪府豊中市千成町三ノ五ノ一七
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七八号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大原助一外千十八名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七九号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大阪府豊中市千成町三ノ五ノ一七
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇八〇号 昭和四九年四月一日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 大原助一外千十八名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十九年四月一日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 千葉県富津市二間塚一、五〇八
木下政雄外二千九百九十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七八号 昭和四十九年四月一日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(四通)

請願者 広島市宇品西一ノ四ノ八
雄外三千九百九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十九年四月一日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 宮城県加美郡小野田町南寺宿六ノ
七 今野真誠外二千五百七十九名

紹介議員 成瀬 嘉治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三〇九〇号 昭和四十九年四月一日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(四通)

請願者 広島市宇品西一ノ四ノ八
松野節

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三一三五号 昭和四十九年四月一日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 太田重男外六百九十九名

紹介議員 成瀬 嘉治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三一九〇号 昭和四九年四月二日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(二通)

請願者 植中 煉外千八百十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三一二〇七号 昭和四九年四月四日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 山元英利外二千二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三一二六九号 昭和四九年四月三日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(二通)

請願者 兵庫県尼崎市稻葉荘二ノ一三ノ七

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三一二九四〇号 昭和四九年三月二十九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(六通)

(三通)

請願者 兵庫県多紀郡丹南町南矢代 酒井

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三一二九四一號 昭和四九年三月二十九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(三通)

(三通)

請願者 岡山県倉敷市二子一三六六 坪井

紹介議員 美佐男外四千九百七十一名

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三一二九四六号 昭和四九年三月二十九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(四通)

(三通)

請願者 大阪府東大阪市下六万寺町一ノ一
一ノ二二 柳原典子外三千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三一二九四七号 昭和四九年三月二十九日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 山口県玖珂郡本郷村本谷 小林友

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 宮城県遠田郡涌谷町練丑町 阿部
札子外八百三十四名

紹介議員 成瀬 嘉治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(五通)

請願者 北海道小樽市末広町三ノ一五 大
室信彦外四千八百五十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 広島市江波東一ノ一四ノ二五 中
島一夫外七百八十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 宮城県名取市植松字西向三ノ一
太田重男外六百九十九名

紹介議員 成瀬 嘉治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(二通)

請願者 広島県安芸郡坂町六、六一九ノ一
植中 煉外千八百十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(五通)

請願者 大阪府高槻市玉川二ノ七ノ二〇七
藤田次人外九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(二通)

請願者 大阪府豊中市走井一ノ八ノ一六
須永仁三郎外四千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 兵庫県尼崎市稻葉荘二ノ一三ノ七
山元英利外二千二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(六通)

請願者 広島市東白島町一六ノ七 長谷川
栄外千九百九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 兵庫県多紀郡丹南町南矢代 酒井
三郎外五千二百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 岡山県倉敷市二子一三六六 坪井
美佐男外四千九百七十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(四通)

請願者 広島市旭一ノ一七ノ二五 高橋次
郎外二千六百三十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

(三通)

請願者 大阪府東大阪市下六万寺町一ノ一
一ノ二二 柳原典子外三千九百九十九名
十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

外九名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。

第三〇三二号 昭和四十九年三月三十日受理

「港北」の文化遺産と自然の保存に関する請願

請願者 東京都町田市森野四ノ一一ノ三四

菊地泰子外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(第三三七三号)

公費助成法制定に関する請願(第三三七四号)

(第三三七五号)(第三三七五号)(第三三九五号)

(第三三一五号)(第三三一六号)(第三三一九号)

(第三三一八号)(第三三一九号)(第三三六〇号)

(第三三一九号)(第三三一九号)(第三三一九号)

(第三三一九号)(第三三一九号)(第三三一九号)

第三三一九号 昭和四十九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町三ノ一ノ一一〇七

里村博美外千名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三一五号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市城東区野江西之町三ノ一九

二 岩田英助外千九百九十六名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三一六号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪市城東区関目町四ノ一三

田 路蒸外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三七四号 昭和四十九年四月五日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府河内長野市木戸町六七七ノ四

佐々木力外千九百九十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三七五号 昭和四十九年四月五日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 兵庫県姫路市南畠町五八七

中山 朝雄外千九百九十九名

紹介議員 戸叶 武君

第三三一八号 昭和四十九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市戸坂町三六四ノ一五 梅谷 嘉之外九百五十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三一九号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市井口一ノ一六ノ二十四 増田 安博外九百九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三二九号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市東大阪市寿町五八 岩野広 外九百六十八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三三六〇号 昭和四九年四月八日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市寿町五八 岩野広 外九百六十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三三六一號 昭和四九年四月八日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 熊本市国府一ノ二ノ一九 平林 と 外九百八十三名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三三六二號 昭和四九年四月八日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府高槻市西冠一ノ一ノ七 吉 外九百八十三名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三三六三號 昭和四九年四月八日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 田代 伸一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三九五号 昭和四十九年四月八日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府茨木市玉瀬町二四ノ六 坂 本耕一外九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四六六号 昭和四十九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪市城東区今福北三ノ二七ノ一 四 松浦広一外九百九十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四六七号 昭和四十九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪市東淀川区三津屋中通一ノ四 南參郎外一千九百九十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四六八号 昭和四十九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡豊浜町齋 柿本武章 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四六九号 昭和四十九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪市東淀川区北江口町一二三 西井孝三外八百十三名

紹介議員 潤谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四七号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府高槻市西冠一ノ一ノ七 吉 外九百八十三名

紹介議員 潤谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三三四七三号 昭和四九年四月五日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(五通)

請願者 大阪市城東区関目町四ノ一三 田 路蒸外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三四七〇号 昭和四十九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 山口県玖珂郡美和町佐坂 大木倉 外一千九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三四七一号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市柏田一、〇七一 鋸田勝弘 外九百九十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三四七二号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市中山町一、二〇〇 吉井清 真外千九百九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三四七三号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府岸和田市若松町九ノ二二一

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三四八〇号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府岸和田市若松町九ノ二二一 佐藤信 外一千九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。
紹介議員 松永 忠二君

第三二七六号 昭和四九年四月五日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 新潟県長岡市新保町一、八四一ノ五 丸山保 外九百九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三二七七号 昭和四九年四月五日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府高槻市東五百住町三ノ一四 ノ一七 高谷重雄 外二千三百九十一

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三三三二号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 広島県福山市御幸町上岩成五二 坂本善市 外一千九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三三三三号 昭和四九年四月六日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願(二通)

請願者 広島県深安郡神辺町字東中条 小川 年子 外一千九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三三四四号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願(三通)

請願者 岩手県和賀郡和賀町下の中一八ノ八二 伊藤悟 外一千九百九十九名

紹介議員 新潟県三島郡越路町大字飯塚中島 田中秀夫 外一千九百九十九名

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
紹介議員 片岡 勝治君

第三四六五号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

請願者 広島県尾道市美ノ郷町三成三五ノ七五 中谷一次 外一千九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三四七八号 昭和四九年四月九日受理

私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願(十六通)

請願者 東京都品川区平塚二ノ九ノ三三 大槻勝外 一万二千八百二十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三三九六号 昭和四九年四月八日受理

世界恒久平和確立のための特別事業に対する国庫補助に関する請願

請願者 東京都千代田区内神田一ノ一五ノ一〇 財團法人国際平和協会内小塩完次

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三三九七号 昭和四九年四月八日受理

財團法人国際平和協会は、世界恒久平和確立のため、特別事業を実行して世界連邦建設の促進に資するよう計画しているので、本協会に対し補助金交付の措置を講ぜられたい。

紹介議員 由理 由

人類死滅の危機を早急に克服、打開する道は世界連邦を創設する以外にない。各国の現状からすれば、世界連邦の実現には、なお十五年から二十年を要すると考えられているが、この建設は緊急事であり、最短期間にこれを実現しなければならない。(昭和五十年度事業計画案添付)

第六部

文教委員会會議録第九号

昭和四十九年四月二十三日

〔參議院〕

昭和四十九年五月四日印刷

昭和四十九年五月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局